

## CASBEE評価員試験に関する情報公開規程

(趣旨)

第1条 CASBEE評価員登録制度要綱第9条第7項に基づくCASBEE評価員試験合格者の公表に関する事項及び試験問題及び試験結果に関する情報公開について必要な事項を定める。

(合格者の公表)

第2条 CASBEE評価員試験の合格者は一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（以下「財団」という。）のホームページ等で公開するものとし、公開事項は受験番号とする。

(結果の公表)

第3条 CASBEE評価員試験の透明性を確保するために、試験問題及び試験結果に関する扱いは次のとおりとする。

- 一 CASBEE評価員試験問題は、受験者が試験終了後持ち帰ることを認める。ただし、試験途中で退出した者については持ち帰ることはできない。
- 二 次の事項について財団のホームページ等で公開する。
  - イ 試験問題及び正解
  - ロ 受験者数、合格者数、合格点及び合格率

附則 この規程は、平成19年4月1日より施行する。

一部改正 平成22年11月12日

一部改正 平成24年4月11日

一部改正 平成28年6月6日